方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、保護の実施機関から回答を受けて当該情報を医療の給付を受ける医療機関に提供し、当該医療機関から医療扶助を受給する被保護者であることの確認を受けることをいうこととした。（第三四条第六項関係）

(3)　国、都道府県及び市町村並びに指定医療機関その他の関係者は、電子資格確認の仕組みの導入その他手続における情報通信の技術の利用の推進により、医療保険各法等その他医療に関する給付を定める法令の規定により行われる事務が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力することとした。（第八〇条の五関係）

㈡　受給者番号等の告知制限等に関する事項

(1)　厚生労働大臣、保護の実施機関、都道府県知事、市町村長、指定医療機関その他の保護の決定若しくは実施に関する事務若しくは被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務又はこれらに関連する事務（以下この㈡において「保護の決定・実施に関する事務等」という。）の遂行のため受給者番号等（公費負担者番号（厚生労働大臣が保護の決定・実施に関する事務等において保護の実施機関を識別するための番号として、保護の実施機関ごとに定めるものをいう。）及び受給者番号（保護の実施機関が被保護者に係る情報を管理するための番号として、被保護者ごとに定めるものをいう。）をいう。以下この㈡及び一〇において同じ。）を利用する者として厚生労働省令で定める者（(2)において「厚生労働大臣等」という。）は、当該保護の決定・実施に関する事務等の遂行のため必要がある場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る受給者番号等を告知することを求めてはならないこととした。（第八〇条の二第一項関係）

(2)　厚生労働大臣等以外の者は、保護の決定・実施に関する事務等の遂行のため受給者番号等の利用が特に必要な場合として厚生労働省令で定める場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る受給者番号等の告知を求めてはならないこととした。（第八〇条の二第二項関係）

2　被保護者健康管理支援事業に関する事項

保護の実施機関は、被保護者健康管理支援事業の実施に関し必要があると認めるときは、市町村長その他厚生労働省令で定める者に対し、被保護者に対する健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報その他厚生労働省令で定める必要な情報の提供を求めることができることとした。（第五五条の八第二項関係）

3　支払基金等への事務の委託に関する事項

㈠　保護の実施機関は、医療の給付、被保護者健康管理支援事業の実施その他の厚生労働省令で定める事務に係る被保護者又は被保護者であった者に係る情報の収集若しくは整理又は利用若しくは提供に関する事務を、社会保険診療報酬支払基金（九及び一〇において「支払基金」という。）又は国民健康保険団体連合会（一〇において「連合会」という。）に委託することができることとした。（第八〇条の四第一項関係）

㈡　保護の実施機関は、㈠の規定により事務を委託する場合は、他の保護の実施機関、社会保険診療報酬支払基金法に規定する保険者及び法令の規定により医療に関する給付その他の事務を行う者であって厚生労働省令で定めるものと共同して委託することとした。（第八〇条の四第二項関係）

九　社会保険診療報酬支払基金法の一部改正関係

支払基金は、八の3の㈠の規定により情報の収集若しくは整理又は利用若しくは提供に関する事務を委託されたときは、その収集若しくは整理又は利用若しくは提供に必要な事務を行うことができることとした。（第一五条第二項関係）

一〇　地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律の一部改正関係

1　高齢者の医療の確保に関する法律の規定により厚生労働大臣から委託を受けて医療保険等関連情報を収集する者、介護保険法の規定により厚生労働大臣から委託を受けて介護保険等関連情報を収集する者その他の保健医療等情報（法律の規定に基づき調査若しくは分析又は利用若しくは提供が行われる医療保険等関連情報、介護保険等関連情報その他の情報であってその調査若しくは分析又は利用若しくは提供が国民の保健医療の向上及び福祉の増進に資するものをいう。以下この1において同じ。）を収集する者（2において「連結情報照会者」という。）は、保健医療等情報を正確に連結するため、支払基金又は連合会に対し、当該保健医療等情報に係る生活保護法に規定する受給者番号等を提供した上で、保健医療等情報を正確に連結するために必要な情報として厚生労働省令で定めるものの提供を求めることができることとした。（第一二条第一項関係）

2　支払基金又は連合会は、1の規定による求めがあったときは、連結情報照会者に対し、生活保護法の規定により委託を受けて行う電子資格確認の事務に係る受給者番号等を利用し、1の厚生労働省令で定める情報を提供することができることとした。（第一二条第二項関係）

一一　施行期日等

1　検討規定

㈠　政府は、この法律の公布後速やかに、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築する観点から、社会保障制度の改革及び少子化に対処するための施策について、その実施状況の検証を行うとともに、総合的な検討に着手し、その検討の結果に基づいて速やかに法制の整備その他の必要な措置を講ずることとした。（附則第二条第一項関係）

㈡　政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとした。（附則第二条第二項関係）

2　経過措置

この法律の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。（附則第三条～第一〇条、第一二条、第一四条及び第一六条関係）

3　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、令和四年一月一日から施行することとした。

◇押印を求める手続の見直し等のための経済産業省関係政令の一部を改正する政令（政令第一六四号）（経済産業省）

一　鉱業登録令の一部改正関係

鉱業権等の登録の申請書への記名押印を要しないもの等とすることとした。（第一六条第三項、第一七条、第二〇条、第四〇条第二項及び第三項並びに第六八条第三項関係）

二　特許登録令の一部改正関係

特許権の登録の申請書への記名押印を要しないものとすることとした。（第二七条関係）

三　独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法施行令及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令の一部改正関係

1　石油天然ガス・金属鉱物資源債券申込証への署名又は押印を要しないものとすることとした。（第七条第一項関係）

2　中小企業基盤整備債券申込証への署名又は押印を要しないものとすることとした。（第一二条第一項関係）

四　施行期日

この政令は、令和三年六月一二日から施行することとした。

◇文化財保護法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第一六五号）（文部科学省）

文化財保護法の一部を改正する法律（令和三年法律第二二号）の施行期日は、令和三年六月一四日とすることとした。

◇航空法施行令の一部を改正する政令（政令第一六六号）（国土交通省）

1　国内航空運送事業令における免許を受けて国内航空運送事業を営んでいる者が、航空法の規定にかかわらず事業を経営することができる期日を昭和二八年三月三一日とする規定を削除することとした。（本則関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。